

令和5年度「知」の集積による産学連携推進事業のうちバイオエコノミー推進人材活動支援事業の企画審査について

1 審査の方法

審査は、3の審査基準に基づき、外部有識者による審査委員会で行うものとします。

審査委員の所属及び氏名等は、公表します。ただし、審査は、非公開とし、企画書に記載された個人情報等を保護する観点から、審査内容は公表しません。

2 契約候補者の選定方法

書面審査に当たっては、3の審査基準に基づき審査を行う。審査の結果と加点の合計点の平均点が高い企画書の提案者から順に、予算の範囲内で契約候補者を選定します。ただし、当該企画書について審査項目の1つ以上において「E」の評価があった場合、又は平均点が満点の50%を超えない場合は、審査委員会で審議の上、当該企画書の提案者を契約候補者としなないことができるものとします。企画書が一つしかない場合も同様とします。

なお、同じ平均点を得た企画書が複数ある場合の判断基準は、次のとおりとします。

- ①「A」の獲得数を審査に参加した委員数で割った数（以下「平均数」という。）がより多い提案書の提案者を上位とする。
- ②「A」の平均数が同数の場合は、「B」の平均数がより多い企画書の提案者を上位とする。
- ③「B」の平均数も同数の場合は、「C」の平均数がより多い企画書の提案者を上位とする。
- ④「C」の平均数も同数の場合は、審査委員長が上位の提案者を選定する。

また、契約候補者に対し、必要に応じて、事業実施に当たっての留意事項を付す場合があります。留意事項の全部又は一部が実行できないと農林水産省が判断したときは、契約候補者としなないことがあります。

3 審査基準

審査の観 点	審査項目	審査基準及び加点項目 各審査項目について、次の5段階で審査を行う。 A (10点)、B (7点)、C (5点) D (3点) 及び E (0点) 配点が15点の審査項目は、A (15点)、B (10点)、C (7点)、D (5点)、E (0点)とする。 ただし、(4)及び(10)については、該当する場合に加点を行う。	
整合性 (20点)	活動の目的と内容 (各10点)	(1)事業の計画は「知」の集積と活用を場を 活用したものとなっているか。	A 十分合致している。 B 概ね合致している。 C 合致していると言い難い面もあるが、不十分とは認められない。 D やや不十分なものとなっている。 E 不十分なものとなっている。
		(2)事業の計画は、事業の趣旨に合致したものとなっているか。	A 十分合致している。 B 概ね合致している。 C 合致していると言い難い面もあるが、不十分とは認められない。 D やや不十分なものとなっている。 E 不十分なものとなっている。
必要性 (15点)	活動の目的と内容 (10点及び5点)	(3)事業の計画は、バイオエコノミーの推進に繋がることが期待できるものとなっているか。	A 非常に期待できるものとなっている。 B 十分期待できるものとなっている。 C 十分期待できるものとはなっていないが不十分とは認められない。 D やや不十分なものとなっている。 E あまり期待できない。
		(4)事業の計画は、事業実施「バイオ戦略」で示された「バイオコミュニティの形成」に関わるものであるか。	該当する場合は、5点を加算する。
実現性 (30点)	事業の実施体制 (各15点)	(5)事業の実施体制は、十分なものとなっているか。	A 非常に十分なものとなっている。 B 十分なものとなっている。 C 十分なものとはなっていないが、不十分とは認められない。 D やや不十分なものとなっている。 E 不十分なものとなっている。

		(6)事業実施責任者(プロジェクトリーダー)の事業遂行能力は、これまでの業績等から十分なものとなっているか。	A 非常に十分なものとなっている。 B 十分なものとなっている。 C 十分なものとはなっていないが、不十分とは認められない。 D やや不十分なものとなっている。 E 不十分なものとなっている。
有効性 (10点)	事業の 効果 (10点)	(7)事業効果の持続、発展が期待できるものとなっているか。	A 非常に期待できるものとなっている。 B 十分期待できるものとなっている。 C 十分期待できるものとはなっていないが不十分とは認められない。 D やや不十分なものとなっている。 E あまり期待できない。
効率性 (20点)	経費の 配分等 (各10点)	(8)経費の見積は妥当なものとなっているか。	A 非常に十分なものとなっている。 B 十分なものとなっている。 C 十分なものとはなっていないが、不十分とは認められない。 D やや不十分なものとなっている。 E 不十分なものとなっている。
		(9)経費の配分について効率的な事業を実施するために十分なものとなっているか。	A 非常に十分なものとなっている。 B 十分なものとなっている。 C 十分なものとはなっていないが、不十分とは認められない。 D やや不十分なものとなっている。 E 不十分なものとなっている。
ワーク・ライフ・バランス等の推進についての取組状況 ※ (5点)		(10)男女共同参画等への取組は十分なものとなっているか。 (5点)	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、※(①～③)の法令に基づく認定を受けているかで判断し、①～③のうち複数の認定等に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う。該当しない場合は加点なし。

(参考)

※ ワーク・ライフ・バランス等の推進についての取組状況については、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、以下(①～③)の法令に基づく認定を代表機関が受けているかで判断し、①～③のうち複数の認定等に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う。

また、共同事業体で応募した場合は、代表者及びその構成員の中で複数の認定等に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う。

① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)に基づく認定

- ・プラチナえるぼし (5点) ※1
- ・えるぼし3段階目 (4点) ※2
- ・えるぼし2段階目 (3点) ※2
- ・えるぼし1段階目 (2点) ※2
- ・行動計画 (1点) ※3

※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。

※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- ・プラチナくるみん認定企業 (5点)
- ・くるみん認定企業（R4.4.1以降の基準） (3点) ※4
- ・くるみん認定企業（H29.4.1～R4.3.31までの基準） (3点) ※5
- ・トライくるみん認定企業 (3点)
- ・くるみん認定企業（H29.3.31までの基準） (2点) ※6

※4 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号）による改正後の認定基準に基づく認定

※5 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準に基づく認定

※6 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の認定基準又は同令附則第2条第3項の規定による経過措置に基づく認定

③ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

- ・ユースエール認定企業 (4点)